

○宇都宮市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例

平成25年 3 月 22 日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について定めるものとする。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 原則として、車止めを設けること。この場合において、当該車止めは、ポール型のものを90センチメートル間隔で設置し、出入口が車道に接するときは、逆U字型のものを出入口の前後左右に120センチメートル間隔で設置すること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。この場合において、当該傾斜路は、縦断勾配8パーセント以下で横断勾配を設けないものとする。

カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。この場合において、排水のための水平面の縦断勾配は、1パーセント以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パ

ーセント未満) とすること。

キ 路面に視覚障害者の注意を喚起するための令第11条第2号に規定する点状ブロック等(周囲の路面の色と明度の差の大きい色(黄色を原則とする。))で、一の点状ブロック等の大きさが縦横30センチメートルであり、日本産業規格T9251に適合するものを原則とする。以下「注意喚起用ブロック」という。)及び視覚障害者を誘導するための令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等(周囲の路面と明度の差の大きい色(黄色を原則とする。))で、一の線状ブロック等の大きさが縦横30センチメートルであり、日本産業規格T9251に適合するものを原則とする。以下「誘導用ブロック」という。)を敷設すること。この場合において、注意喚起用ブロック及び誘導用ブロックは、出入口から30センチメートル離れた位置に出入口の全幅を網羅するように敷設し、かつ、2枚を1列に敷設することを基本とすること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、縦断勾配8パーセント以下で横断勾配を設けない傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

キ 垂直方向の空間は、高さ200センチメートルまでの範囲内に障害物がないようにすること。

ク 必要に応じて、路面に注意喚起用ブロック及び誘導用ブロックを敷設すること。この場合において、通路に近接して危険箇所があるときは、危険箇所から30センチメートル離れた位置に、危険箇所の全幅を網羅するように敷設すること。

ケ 通路に排水溝を設ける場合においては、車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造とすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に連続して設けられていること。この場合において、当該手すりの形状は丸状で直径4センチメートル程度とし、素材は堅固で耐候性があるものを用いること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部は突出しない構造とし、その付近には、階段の通ずる場所を点字で日本産業規格T0921に適合する表示方法により表示すること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 登り口、降り口及び踊場の路面にあつては、階段の端部から30センチメートル離れた位置に注意喚起用ブロックを敷設すること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によ

りやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（令元条例1・一部改正）

（屋根付広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとしたときに限り、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロッ

クその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
- (2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示をすること。
- (3) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者駐車施設へ通ずる第3条第1号に定める基準に適合する構造の出入口から当該車いす使用者駐車施設に至る経路（次号に定める構造の駐車場内の通路又は第3条第2号に定める基準に適合する構造の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(4) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に掲げる構造とすること。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に掲げる構造とすること。

(ア) 手すりが設けられていること。

(イ) 回り段がないこと。ただし、建築物の構造上回り段がない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

(ウ) 路面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとする等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

ウ 1以上の通路は、次に掲げる構造とすること。

(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

(イ) 高低差がある場合においては、第3条第5号に掲げる構造の傾斜路であって通路及び踊場の色と明度の差の大きい色とする等によりこれらと識別しやすいものとしたもの及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

(5) 道路から駐車場へ通ずる出入口又は経路には、車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示するよう努めること。ただし、当該車いす使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(6) 車いす使用者用駐車施設の路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

(7) 車いす使用者用駐車施設と通路の間には、段を設けないこと。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次の各号のいずれかの基準に適合するものでなければならない。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保され、かつ、平坦であること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。この場合において、腰掛便座及び手すりは日本産業規格に適合するものとし、手すりは便器の両側の適切な位置に設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。この場合において、出入口付近には、当該水洗器具を設置した旨を見やすい方法により表示するよう努めること。

(5) 水栓は、容易に操作できるものとする。

(6) 視覚障害者、上肢不自由者等に配慮し、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの形状、色及び配置については、日本産業規格S0026に適合するものとする。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

(令元条例1・一部改正)

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第6号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合する構造その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(1) 水飲器を設ける場合においては、次に掲げる構造とするよう努めること。

ア 水飲器のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

イ 給水栓は、容易に操作できるものとする。

ウ 車いす使用者の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。

(2) 車いす使用者が接近できるよう使用方向150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けることとし、幼児の利用のために踏み台等を設置する場合は、車いす使用者が水飲器を使用する際に支障とならない場所に設置すること。

(3) 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

(4) 段を設けないこと。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、前項第2号に掲げる基準に適合する構造その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(揭示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等が円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該揭示板に表示された内容が、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮され、容易に識別できるものであること。

(3) 揭示板が通路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう当該揭示板の下端を地上200センチメートル以上の高さとする。

(4) 手話通話等の聴覚障害者及び視覚障害者等に配慮したサービスが受けられる場合においては、その旨を見やすい方法により表示すること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す

る標識について準用する。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。